

議案第49号

令和7年度尼崎市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度尼崎市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ942,979千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ253,060,551千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和8年3月18日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		67,861,732	177,974	68,039,706
	10 国庫補助金	14,283,924	177,974	14,461,898
60 繰入金		5,948,970	38,105	5,987,075
	10 基金繰入金	5,808,737	38,105	5,846,842
75 市債		9,531,000	726,900	10,257,900
	05 市債	9,531,000	726,900	10,257,900
歳入合計		252,117,572	942,979	253,060,551

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		125,497,681	38,105	125,535,786
	10 児童福祉費	43,204,174	38,105	43,242,279
50 教育費		21,158,838	904,874	22,063,712
	10 小学校費	2,040,805	633,614	2,674,419
	15 中学校費	1,292,537	246,327	1,538,864
	25 幼稚園費	646,345	24,933	671,278
歳出合計		252,117,572	942,979	253,060,551

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
15 民生費	10 児童福祉費	あこや学園バス整備事業	38,105
30 農水産業林費	05 農業費	農業公園魅力向上事業	37,200
50 教育費	10 小学校費	小学校バリアフリー化推進事業	39,905
50 教育費	10 小学校費	小学校施設整備事業	593,709
50 教育費	15 中学校費	中学校バリアフリー化推進事業	91,521
50 教育費	15 中学校費	中学校施設整備事業	154,806
50 教育費	25 幼稚園費	幼稚園施設整備事業	24,933

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 7 号)

歳入
60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	5,948,970	38,105	5,987,075			
10 項 基金繰入金	5,808,737	38,105	5,846,842			
05 目 財政調整基金繰入金	1,259,515	38,105	1,297,620	財政調整基 金繰入金	38,105	○ (資産統括局) 補正財源として財政調整基金繰入金を補正 38,105

議49-8

歳 入
75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	9,531,000	726,900	10,257,900			
05 項 市 債	9,531,000	726,900	10,257,900			
50 目 教 育 債	755,800	726,900	1,482,700	学校施設整備事業債	726,900	○ (教育委員会事務局) 市立幼稚園・小学校・中学校の各種整備の 実施に伴う補正 726,900

歳 出
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	125,497,681	38,105	125,535,786	特定財源 0 一般財源 38,105			
10 項 児童福祉費	43,204,174	38,105	43,242,279	特定財源 0 一般財源 38,105			
35 目 あこや学園 費	167,977	38,105	206,082	一般財源 38,105	11 役 務 費	159	○ あこや学園バス整備事業費（福祉局） あこや学園の通園バスを更新することに伴う 補正
					17 備品購入費	37,900	
					26 公 課 費	46	
							38,105

議49-10

歳 出
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教育費	21,158,838	904,874	22,063,712	特定財源 904,874 一般財源 0			
10 項 小学校費	2,040,805	633,614	2,674,419	特定財源 633,614 一般財源 0			
10 目 学校建設費	310,095	633,614	943,709	国庫支出金 105,914 市 債 527,700	10 需 用 費	1,658	○ 小学校バリアフリー化推進事業費（教育委員 会事務局） 39,905 市立小学校にエレベーターを設置することに 伴う補正 ○ 小学校施設整備事業費 593,709 市立小学校の生活環境の改善を図るため、各 種の整備を実施することに伴う補正
					11 役 務 費	25	
					12 委 託 料	15,900	
					14 工事請負費	616,031	

歳 出
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 項 中学校費	1,292,537	246,327	1,538,864	特定財源 246,327 一般財源 0			
10 目 学校建設費	449,897	246,327	696,224	国庫支出金 63,627 市 債 182,700	10 需 用 費	380	○ 中学校バリアフリー化推進事業費（教育委員 会事務局） 91,521 市立中学校にエレベーターを設置することに 伴う補正 ○ 中学校施設整備事業費 154,806 市立中学校の生活環境の改善を図るため、各 種の整備を実施することに伴う補正
					11 役 務 費	57	
					12 委 託 料	7,100	
					14 工事請負費	238,790	

議49-12

歳 出
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 項 幼稚園費	646,345	24,933	671,278	特定財源 24,933 一般財源 0			
05 目 幼稚園費	646,345	24,933	671,278	国庫支出金 8,433 市 債 16,500	10 需 用 費	63	○ 幼稚園施設整備事業費（教育委員会事務局） 24,933 市立幼稚園の生活環境の改善を図るため、各 種の整備を実施することに伴う補正
					14 工事請負費	24,870	

2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
15 民生費	10 児童福祉費	35 あこや学園費	あこや学園バス整備事業	38,105	事業の前倒しに伴い、事業の年度内完了が見込めないため
30 農林水産業費	05 農業費	30 農業公園費	農業公園魅力向上事業	37,200	入札不調により、事業の年度内完了が見込めないため
50 教育費	10 小学校費	10 学校建設費	小学校バリアフリー化推進事業	39,905	国の補正予算による事業の前倒しに伴い、事業の年度内完了が見込めないため
50 教育費	10 小学校費	10 学校建設費	小学校施設整備事業	593,709	国の補正予算による事業の前倒しに伴い、事業の年度内完了が見込めないため
50 教育費	15 中学校費	10 学校建設費	中学校バリアフリー化推進事業	91,521	国の補正予算による事業の前倒しに伴い、事業の年度内完了が見込めないため
50 教育費	15 中学校費	10 学校建設費	中学校施設整備事業	154,806	国の補正予算による事業の前倒しに伴い、事業の年度内完了が見込めないため
50 教育費	25 幼稚園費	05 幼稚園費	幼稚園施設整備事業	24,933	国の補正予算による事業の前倒しに伴い、事業の年度内完了が見込めないため

議案第50号

尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例の一部を改正する条例について

尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年3月18日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例の一部を改正する条例

尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例（平成26年尼崎市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「35人」を「以下を」に、「は、「35人」を「は、「」に、「）」と」を「）以下を」とに改める。

付則第2項中「。以下「平成31年改正条例」という。」を削り、付則第3項及び第4項を次のように改める。

- 3 尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例の一部を改正する条例（令和8年尼崎市条例第 号。以下「令和8年改正条例」という。）の施行の日から令和14年3月31日までの間（次項において「対象期間」という。）に限り、令和8年改正条例の施行の際現に存する認定こども園に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「いう。）に」とあるのは「いう。）（市長が別に定める要件にあっては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和8年内閣府・文部科学省告示第1号）

による改正前の告示（以下「改正前の告示」という。））に」と、
「告示の」とあるのは「改正前の告示の」とする。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準の特例）

4 対象期間に限り、令和8年改正条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園に係る第4条第1項の規定の適用については、同項中「。）に」とあるのは、「。）（市長が別に定める基準にあっては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和8年内閣府・文部科学省令第2号）による改正前の省令）に」とする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（説 明）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）等の改正に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。